

(仮称)三大明神風力発電事業計画段階環境配慮書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 今回の配慮書においては、通常は位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な複数案について検討されるべきところ、地権者及び周辺住民等との調整が不十分等により計画熟度が低い段階にあることから、複数案について検討されていない。方法書においては、風力発電機等の配置・構造等について複数案を設定し、その経緯及び検討結果を取りまとめることを検討すること。
- (2) 工事計画が未定の段階で、今回の配慮書が提出されているため、「工事の実施」時における環境影響評価項目は選定されていない。方法書においては、必要性を十分考慮して当該項目を選定し、その理由を適切に取りまとめることを検討すること。
なお、事業実施想定区域付近の道路は、道幅が狭くカーブも多いため、風力発電機等の輸送が困難であることが予想される。そのため、空路を含めた複数の輸送ルートを検討すること。
- (3) 本事業の実施に関しては周辺住民等に対して丁寧の説明し、十分な理解を得るように努めること。

2 騒音、振動及び超低周波音について

事業実施想定区域周辺には、住居、学校、幼稚園、福祉施設等（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中の騒音・振動、及び供用時の騒音・超低周波音による影響が懸念されるので、風力発電機等の配置等を検討するに当たっては、騒音、振動及び超低周波音に係る影響を回避、低減するように配慮すること。

3 水環境について

- (1) 事業実施想定区域は、いわき市水道水源保護条例により指定された「水道水源保護地域」内に位置し、周辺住民は事業実施想定区域を水源とした河川の表流水を上水道として利用するとともに、湧水も利用していることから、森林の伐開等による改変及び風力発電機等の設置工事等で発生する土砂や濁水による水環境への影響を回避、低減するように配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域には、水源のかん養や土砂の崩壊の防備を目的として指定されている保安林及び自然林（アカマツ群落）が存在し、本事業の実施によりこれらの森林を伐開することになることから、保安林については、水源のかん養や土砂の崩壊の防備の機能を低下させないように改変区域を最小限とするとともに、自然林（アカマツ群落）については改変を回避することを検討すること。

4 動植物・生態系について

- (1) 風力発電機等の配置等を検討するに当たっては、既存文献において生息が確認された事業実施想定区域及びその周辺の重要な動物への影響を回避、低減するように配慮するとともに、調査、予測及び評価を十分に行うこと。
特に、事業実施想定区域がオオタカの繁殖地になり得る環境であるとされていることから、オオタカをはじめとする猛禽類の生息環境及び繁殖環境が損なわれないよう配慮するとともに、風力発電機の塗装等のバードストライク対策については、専門家から知見を得る等して工夫すること。

(2) 事業実施想定区域及びその周辺には河川の源流部が存在しており、森林の伐開等による改変及び風力発電機等の設置工事等で発生する土砂や濁水による水生生物、魚類及び植物への影響が懸念されることから、工事実施時に発生する土量を抑制し、かつ、土砂や濁水の流入等を抑える対策を講じることにより、水生生物、魚類及び植物への影響を回避、低減するように配慮すること。また、植物の移植措置については可能な限り回避すること。

(3) 事業実施想定区域については良好な風況に恵まれているが、風力発電機等を設置するために、当該区域の尾根筋等において森林を伐開した場合は、主に北西方向の風の影響を受け、森林が劣化する可能性もあることから、森林の伐開等による改変の影響を回避、低減するように風力発電機等の配置等を検討すること。

5 景観について

事業実施想定区域周辺には眺望点及び住居等が存在し、供用時にはこれら眺望点等からの景観に対する影響が懸念されることから、風力発電機等の大きさ・配置・色を検討するに当たっては、景観への影響を回避、低減するように配慮すること。

6 人と自然との触れ合いの活動の場について

事業実施想定区域及びその周辺には登山路が存在し、工事の実施及び供用時において登山者への影響が懸念されることから、風力発電機等の配置等を検討するに当たっては、登山者への影響を回避、低減するように配慮すること。

7 発生土について

本事業は尾根筋に風力発電機等を設置する計画であり、発生土による自然環境への影響が懸念されることから、発生土の量を抑制するように風力発電機等の配置等及び工事計画を検討すること。

また、本事業において発生した残土については、事業実施想定区域内に残置せず、場外へ搬出することを検討すること。

8 その他

(1) 事業実施想定区域周辺には住居等が存在しており、供用時には電波障害が懸念されることから、風力発電機等の配置等を検討するに当たっては、住居等への電波障害を回避、低減するように配慮すること。

(2) 事業実施想定区域周辺には住居等が存在しており、供用時には風力発電機の影による環境影響が懸念されることから、風力発電機の配置等を検討するに当たっては、住居等への影響を回避、低減するように配慮すること。また、事業実施想定区域においては、農業地域も含まれているため、風車の影による日照時間の変化に伴う農作物へ与える影響について考慮すること。

(3) 事業実施想定区域及びその周辺には、砂防法に基づく砂防指定地が存在している。折松川の中・下流域には住居があり、土砂災害が発生するおそれが高いことから、事業実施に当たっては、土砂災害防止について十分に配慮すること。

(4) 強風や落雷等による風力発電機の破損・倒壊事故に対する予防対策を示すとともに、事故が起きた場合の周辺環境への影響を回避、低減するように配慮すること。

(5) 事業実施想定区域周辺には湯ノ岳断層が存在し、先般、当該断層のずれによる地震も発生していることから、風力発電機等の配置等については、安全側に立ち、慎重に検討すること。